

エルピスデイサービスセンター

エルピスデイサービスセンター 地域密着型通所介護契約書

様 (以下「利用者」という。)と社会福祉法人篤心会(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行うエルピス・デイサービスセンター地域密着型通所介護サービスについて、次のとおりに契約する。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととする。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了の 10 日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護状態と認定された場合は、契約は更新されるものとする。

第3条 (地域密着型通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って地域密着型通所介護計画を作成します。事業者はこの地域密着型通所介護計画の内容を利用者およびその家族に説明する。

第4条 (地域密着型通所介護の提供場所・内容)

- 1 地域密着型通所介護の提供場所はエルピスデイサービスセンターとし、所在地および設備の概要是【別紙（重要事項）】のとおりとする。
- 2 事業者は、第3条に定めた地域密着型通所介護計画に沿って地域密着型通所介護サービスを提供する。事業者は地域密着型通所介護サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明する。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにする。

第5条（サービスの提供の記録）

- 事業者は地域密着型通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録表に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとする。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付する。
- 事業所は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管する。
- 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、面会時間内にサービス提供記録を閲覧できる。
- 利用者または身元引受人及び、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

第6条（料金）

- 利用者は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う。
- 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日に利用者に通知する。
- 利用者は、当月料金の合計額を翌月25日までに口座引き落とし・銀行振込・窓口支払いの方法で支払うこととする。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行する。

第7条（料金の変更）

- 事業者は、利用者及び身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険点数改正による場合はやむを得ず、1ヶ月に満たない場合もある。
- 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

第8条（契約の開始・終了）

1 契約の開始

地域密着型通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 契約の終了

利用者または身元引受人は次の事由に該当する場合において、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

（1）事業者が正当な利用なくサービスを提供しない場合。

- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - (4) 事業者が破産した場合。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
- (1) 利用者のサービス利用料金の支払が5日分以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - (3) 利用者またはその家族が、事業者や事業所の職員または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。
- (1) 利用者がほかの介護保険施設に入居した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援1, 2）と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡した場合。
- 6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
 - (2) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

第9条（サービスの中止）

- 1 利用者は、サービスの利用を中止する場合には、事業者に対してサービス提供日当日の午前8時30分までに通知、連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、地域密着型通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスの中止をすることができる。この場合の取扱いについては【別紙（重要事項）】の通りとする。なお、利用料金については、利用中止日を含み料金が発生するが、サービスの内容、時間帯により異なる。

第10条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始又は補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負う。
- 4 事業所は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をするものとする。事業所は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負う。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - (3) 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
 - (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

第11条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることがある。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に履行の責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額53万円を限度とする。

第12条（個人情報の保護）

- 事業者および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

第13条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。
- 利用者は、利用者の故意または重大な過失により、居室又は備品等について通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

第14条（施設利用のリスク）

利用者または身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

第15条(緊急時の対応)

- 事業所は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 前項の状況になったとき、事業者は、利用者及び身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

第16条（連携）

事業者は地域密着型通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第17条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

第18条（身体の拘束等）

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

第19条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者ならびに身元引受人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および事業者ならびに身元引受人が誠意を持って協議のうえ定める。

第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者ならびに身元引受人は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

第21条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年2回、研修の実施。

第22条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

第23条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

利用者

〈住所〉
〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉
〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉
〈氏名〉

(印)

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)		
住所			
電話番号			
お支払い方法	口座引き落とし	・	銀行振込
	・	窓口支払い	

別紙（重要事項）

令和7年4月1日現在

◎ 相談、要望、苦情等の窓口

地域密着型通所介護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号 0248-76-6660
苦情解決責任者 管理者 長谷川 宣暢
苦情受付担当者 生活相談員 鈴木 央介
苦情受付第三者委員 青木 トキヨ (0248-76-4252)
苦情受付第三者委員 山崎 京子 (0248-76-3568)
行政の問い合わせ先 須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8117)
福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)
国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

◎ 虐待防止の窓口

虐待防止責任者 管理者 長谷川 宣暢
虐待防止担当者 生活相談員 鈴木 央介

◎ 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛 48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

◎ ご利用施設

施設の名称	エルピスデイサービスセンター
施設の所在地	須賀川市和田字沓掛 48番1
管理者名	長谷川 宣暢
電話番号	0248-76-6660
FAX番号	0248-76-6655

◎ 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援または要介護の状態となった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	◇一人一人の個性や意向を十分に配慮していきます。 ◇プライバシーを尊重し、信頼を大切にします。 ◇地域との連携を図ります。

◎ サービスの種類

名称 エルピスデイサービスセンター

所在地 須賀川市和田字沓掛48番1

◎ 実施（送迎）地域

通常の事業の実施地域は原則、須賀川市とする。ただし特別な事情がある場合には、須賀川市の同意が得られた時に限り、例外として須賀川市以外の被保険者への事業実施を可能とする。

◎ 当センターの概要

(1) 施設及び設備 (定員 介護予防通所介護事業も含めて1日15名)

食堂兼機能訓練室	144m ²	浴室	36m ²
脱衣室	18m ²	送迎車	3台

(2) 職員体制

管理者	1名	(兼務)
生活相談員	1名以上	
介護職員	1名以上	
看護職員	1名以上	
栄養士または管理栄養士	1名以上	(兼務)

*介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とする。

(3) 利用日及び利用時間

利用日：毎週月曜日～日曜日、祝祭日（休業日：12月30日～1月3日）

利用時間：午前10時～午後4時15分

(利用者の心身の状況等を考慮し、通所介護計画に基づき別に利用する場合はこの限りではない。)

◎ サービスの内容

地域密着型通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護と生活相談等を行う。

◎ 利用料金

(1) 地域密着型通所介護利用料（介護保険適用費目）

1日あたりの自己負担分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	678円	1,356円	2,034円
要介護度2	801円	1,602円	2,403円
要介護度3	925円	1,850円	2,775円
要介護度4	1,049円	2,098円	3,147円
要介護度5	1,172円	2,344円	3,516円

・入浴介助加算（I）

1日あたり（1割負担 40円、2割負担 80円、3割負担 120円）

・サービス提供体制強化加算（I）

1日あたり（1割負担 22円、2割負担 44円、3割負担 66円）

・科学的介護推進体制加算

1月当たり（1割負担 40円、2割負担 80円、3割負担 120円）

・口腔機能向上加算（対象者のみ）

（1割負担 150円、2割負担 300円、3割負担 450円）

・介護職員等処遇改善加算

1日あたり 所定単位数に9.2%を乗じた金額

(2) その他の料金（介護保険適用外費目）

・昼食費 530円 おやつ 100円

(3) 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用される。

- ① 認定申請前にやむを得ず介護サービスを受けたとき。
- ② ケアプランを作成せず介護サービスを受けたとき。
- ③ 保険料滞納により支払方法が変更されたとき。
- ④ 高額介護サービス費が支給されるとき。

◎ キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合には、利用日当日の午前8時30分までに連絡を入れていただく。

◎ サービス利用に当たっての留意事項

(1) サービスの提供の開始にあたり、事業者は利用者及び身元引受人に対して契約書を説明した上で、契約を締結することとする。

(2) 利用者は、機能訓練等の介護のサービス提供を受けるときは、職員の指示に従い、安全の確保に努めていただく。

◎ 非常災害の対応

・スプリンクラー、自動火災報知機等の設備があり、また、隨時、避難訓練を行い適切に対応する。

◎事故発生時の対応

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

(3) サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(4) 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則、同等類似品をもってその損害を賠償する。

ファミリーデイサービスセンター

ファミーユデイサービスセンター 通所介護事業契約書

様（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うファミーユデイサービスセンター通所介護サービスについて次のとおりに契約する。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととする。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護状態と認定された場合は、契約は更新されるものとする。

第3条（通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って通所介護計画を作成します。事業者はこの通所介護計画の内容を利用者およびその家族に説明する。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 通所介護の提供場所はファミーユデイサービスセンターとし、所在地および設備の概要是【別紙（重要事項）】のとおりとする。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護サービスを提供します。事業者は通所介護サービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明する。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにする。

第5条（サービスの提供の記録）

- 事業者は通所介護の実施ごとに、サービスの内容等を記録表に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとする。
- 事業所は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管する。
- 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できる。
- 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

第6条（料金）

- 利用者は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払う。
- 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知する。
- 利用者は、当月料金の合計額を翌月25日までに口座振替・銀行振込の方法で支払うこととする。ただし例外として窓口支払いもある。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行する。

第7条（料金の変更）

- 事業者は、利用者及び身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険点数改正による場合はやむを得ず、1ヶ月に満たない場合もある。
- 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

第8条（契約の開始・終了）

1 契約の開始

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 契約の終了

利用者または身元引受人は次の事由に該当する場合において、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

（1）事業者が正当な利用なくサービスを提供しない場合。

- (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - (4) 事業者が破産した場合。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
- (1) 利用者のサービス利用料金の支払が5日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - (3) 利用者またはその家族が、事業者や事業所の職員または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。
- (1) 利用者がほかの介護保険施設に入居した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援1, 2）と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡した場合。
- 6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 利用者または身元引受人及び連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業者に求め、事業者の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
 - (2) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

第9条（サービスの中止）

- 1 利用者は、サービスの利用を中止する場合には、事業者に対してサービス提供日当日の午前8時00分までに通知、連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。

2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスの中止をすることができる。この場合の取扱いについては【別紙（重要事項）】の通りとする。なお、利用料金については、利用中止日を含み料金が発生するが、サービスの内容、時間帯により異なる。

第10条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始又は補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負う。
- 4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をするものとする。事業所は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負う。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
 - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - (3) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
 - (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

第11条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることがある。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に履行の責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額53万円を限度とする。

第12条（個人情報の保護）

- 事業者および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

第13条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。
- 利用者は、利用者の故意または重大な過失により、施設または備品等について通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

第14条（施設利用のリスク）

利用者または身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

第15条（緊急時の対応）

- 事業所は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 前項の状況になったとき、事業者は、利用者及び身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。
- 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

第16条（連携）

事業者は通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

第18条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、事業者の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

第19条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者ならびに身元引受人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および事業者ならびに身元引受人が誠意を持って協議のうえ定める。

第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者ならびに身元引受人は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

第21条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年2回、研修の実施。

第 22 条 (感染症の予防及びまん延の防止)

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- 2 従業員への委員会結果の周知。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- 4 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

第 23 条 (業務継続計画)

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

上記の契約を証するため本書 3 通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛 48番1
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳 印

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

印

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

印

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

印

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名		(続柄)
住 所	〒	
電話番号		
お支払い方法	口座振替	・ 銀行振込

別紙（重要事項）

令和7年9月1日現在

1 サービス内容に関する相談・苦情受付

通所介護サービス利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出ください。内容の大小に係らず利用者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。

◎通所介護サービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号 024-597-6125

苦情解決責任者 管理者 高橋 壽枝

苦情受付担当者 生活相談員 鈴木 美枝

苦情受付第三者委員 佐藤 裕二 (024-576-3251)

寺島 すみ子 (024-586-1345)

行政の問い合わせ先 伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125)

福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)

国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者 管理者 高橋 壽枝

虐待防止担当者 生活相談員 鈴木 美枝

行政の問い合わせ先 伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125)

伊達市保原地域包括支援センター (024-574-4774)

2 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

3 ご利用施設

施設の名称	ファミーユディサービスセンター
施設の所在地	伊達市保原町上保原字遍照原8-8
管理者名	高橋 壽枝
電話番号	024-597-6125
FAX番号	024-575-2400

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援又は要介護の状態となった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように支援するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	◇一人一人の個性や意向を十分に配慮していきます。 ◇プライバシーを尊重し、信頼を大切にします。 ◇地域との連携を図ります。

5 サービスの種類

名称 ファミユデイサービスセンター

所在地 伊達市保原町上保原字遍照原 8-8

6 実施（送迎）地域

伊達市（箱崎・伏黒地区、保原町）、福島市（瀬ノ上・鎌田・月ノ輪地区の一部）

7 当センターの概要

（1）施設及び設備 (定員 介護予防・日常生活支援総合事業も含めて 1 日 25 名)

食堂兼機能訓練室	194 m ²	浴室	42 m ²
脱衣室	33.45 m ²	送迎車	8 台

（2）職員体制

管理者	1名（兼務）
生活相談員	1名以上
介護職員	3名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
栄養士または管理栄養士	1名以上（兼務）

- ・前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができます。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後 1 年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

（3）利用日及び利用時間

- ・利用日：12月30日～1月3日を除く、毎週月曜日～土曜日（祝祭日 営業）
- ・利用時間：午前9時00分～午後4時15分
(利用者の心身の状況等を考慮し、通所介護計画に基づき別に利用する場合はこの限りではありません。)

8 サービスの内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、排泄介助、入浴介助、機能訓練その他必要な介護と生活相談等を行います。

9 利用料金

(1) 通所介護利用料（介護保険適用費目）

要介護度区分	1日あたりの自己負担分		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658円	1,316円	1,974円
要介護2	777円	1,554円	2,331円
要介護3	900円	1,800円	2,700円
要介護4	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	1,148円	2,296円	3,444円

加 算 名	対象	1割負担	2割負担	3割負担
1. 入浴介助加算（I）	1日毎	40円	80円	120円
入浴介助加算（II）	1日毎	55円	110円	165円
2. 中重度者ケア体制加算	1日毎	45円	90円	135円
3. 個別機能訓練加算（I）イ	1日毎	56円	112円	168円
〃 （I）ロ	1日毎	76円	152円	228円
個別機能訓練加算（II）	1月毎	20円	40円	60円
4. ADL維持等加算（I）	1月毎	30円	60円	90円
〃 （II）	1月毎	60円	120円	180円
5. 科学的介護推進体制加算	1月毎	40円	80円	120円
6. サービス提供体制加算（I）	1日毎	22円	44円	66円
7. 若年性認知症利用者受入加算	1日毎	60円	120円	180円
8. 口腔栄養スクリーニング加算（I）	1回	20円	40円	60円
9. 介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数 × 9.2%			

* 1、2、3、4の加算は状況に応じて変動する加算の為、契約時点での段階を算定します。

* 7、8の加算は該当者のみ算定させていただきます。

(2) その他の料金（介護保険適用外費目）

- ・昼食代（おやつ込み） 1日 620円
- ・排泄ケア用品費（1枚） リハビリパンツ、紙オムツ 100円 尿取りパット 50円

(3) 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- ① 認定申請前にやむを得ず介護サービスを受けたとき。
- ② ケアプランを作成せず介護サービスを受けたとき。
- ③ 保険料滞納により支払方法が変更されたとき。
- ④ 高額介護サービス費が支給されるとき。

10 キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合には、利用日当日の午前8時00分までに連絡を入れていただきます。

11 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの提供の開始にあたり、事業者は利用者及び身元引受人に対して契約書を説明した上で、契約を締結することとします。
- (2) 利用者は、機能訓練等の介護のサービス提供を受けるときは、職員の指示に従い、安全の確保に努めていただきます。

12 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

13 非常災害の対応

スプリンクラー、自動火災報知機等の設備があり、また、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。

ファミーユデイサービスセンター 介護予防・日常生活支援総合事業契約書

様（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行うファミーユデイサービスセンター介護予防・日常生活支援総合事業について次のとおりに契約する。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防通所介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととする。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和　年　月　日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 契約満了の10日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護状態と認定された場合は、契約は更新されるものとする。

第3条（介護予防・日常生活支援総合事業計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所による介護予防サービス計画に沿って個別サービス計画を作成する。事業者は、この介護予防・日常生活支援総合事業計画の内容を利用者およびその家族に説明する。

第4条（介護予防・日常生活支援総合事業の提供場所・内容）

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の提供場所はファミーユデイサービスセンターとし、所在地および設備の概要是【別紙（重要事項）】のとおりとする。
- 2 事業者は、第3条に定めた介護予防・日常生活支援総合事業計画に沿って介護サービスを提供する。事業者は介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたり、その内容について利用者に説明する。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができる。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにする。

第5条（サービスの提供の記録）

- 事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施ごとに、サービスの内容等を記録表に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとする。
- 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管する。
- 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できる。
- 利用者または身元引受人および、これらの方から許可を受けた家族等は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

第6条（料金）

- 利用者は、サービスの対価として【別紙（重要事項）】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払う。
- 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者に通知する。
- 利用者は、当月料金の合計額を翌月25日までに口座振替・銀行振込の方法で支払うこととする。ただし例外として窓口支払いもある。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行する。

第7条（料金の変更）

- 事業者は、利用者および身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険点数改正による場合はやむを得ず、1ヶ月に満たない場合もある。
- 利用者および身元引受人および連帯保証人は料金の変更を承諾する場合、事業者の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

第8条（契約の開始・終了）

1 契約の開始

介護予防・日常生活支援総合事業計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

2 契約の終了

利用者または身元引受人は次の事由に該当する場合において、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

- (1) 事業者が正当な利用なくサービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - (4) 事業者が破産した場合。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
- (1) 利用者のサービス利用料金の支払が5日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
 - (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - (3) 利用者またはその家族が、事業者や事業所の職員または他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。
- (1) 利用者がほかの介護保険施設に入居した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、要介護1～5と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡した場合。
- 6 次の事由に該当する場合、事業所は書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
 - (2) 利用者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

第9条（サービスの中止）

- 1 利用者は、サービスの利用を中止する場合には、事業者に対してサービス提供日当日の午前8時00分までに通知、連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、介護予防サービスの実施が困難と判断した場合、サービスの中止をすることができる。この場合の取扱いについては【別紙（重要事項）】の通りとする。なお、利用料金については、利用中止日を含み料金が発生するが、サービスの内容、時間帯により異なる。

第10条（身元引受人）

- 1 利用者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が後見開始、補佐開始又は補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帶して履行の責任を負う。
- 4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、利用者に関することについて相談・説明をするものとする。事業所は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。
- 6 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負う。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
 - (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - (3) 入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。
 - (4) 身元引受人は、利用者に係る緊急時の連絡先となる。

第11条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対し連帯保証人を求めることがある。ただし、社会通念上利用者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。

- 2 連帯保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に履行の責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額53万円を限度とする。

第12条（個人情報の保護）

- 1 事業者および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者またはその家族の個人情報を提供しない。

第13条（事故発生時の対応および賠償責任）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等（重大事故の場合には市町村、福島県）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。
- 3 利用者は、利用者の故意または重大な過失により、施設または備品等について通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。

第14条（施設利用のリスク）

利用者または身元引受人は、施設利用に際して加齢とともに骨折等の可能性が高まるという事を理解の上で当施設を利用する。

第15条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、利用者が思いがけない事態（内科的急変、転倒等による骨折・受傷）を生じた場合は、医療機関に受診を依頼する対応をとる。
- 2 前項の状況になったとき、事業者は、利用者および身元引受人に対し、早急に連絡する。留守等で連絡がつかなかった場合は、事後に至ることもある。

3 前2項にかかわらず、利用者の心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに救急搬送受入可能医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

第16条（連携）

事業者は介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

第18条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、事業者の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき、緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

第19条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者ならびに身元引受人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者および事業者ならびに身元引受人が誠意を持って協議のうえ定める。

第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者ならびに身元引受人は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

第21条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年2回、研修の実施。

第22条（感染症の予防及びまん延の防止）

施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

第23条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

上記の契約を証するため本書3通を作成し、事業者、身元引受人、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

利用者

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉

〈氏名〉

(印)

【本契約書第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	
お支払い方法	口座振替 ・ 銀行振込

別紙（重要事項）

令和7年9月1日現在

1 サービス内容に関する相談・苦情受付

介護予防・日常生活支援総合事業利用中の介護業務を中心とした日常業務について、ご意見、ご希望、苦情等がある場合には、躊躇なくお申し出ください。内容の大小に係らず利用者様の立場に立って誠意をもって対応いたします。

◎介護予防・日常生活支援総合事業に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

電話番号	024-597-6125
苦情解決責任者	管理 者 高橋 壽枝
苦情受付担当者	生活相談員 鈴木 美枝
苦情受付第三者委員	佐藤 裕二 (024-576-3251) 寺島 すみ子 (024-586-1345)
行政の問い合わせ先	伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125) 福島県運営適正化委員会 (024-523-2943) 国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

◎虐待防止の窓口

虐待防止責任者	管理 者 高橋 壽枝
虐待防止担当者	生活相談員 鈴木 美枝
行政の問い合わせ先	伊達市役所高齢福祉課 (024-575-1125) 伊達市保原地域包括支援センター (024-574-4774)

2 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛48番1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

3 ご利用施設

施設の名称	ファミーユデイサービスセンター
施設の所在地	伊達市保原町上保原字遍照原8-8
管理者名	高橋 壽枝
電話番号	024-597-6125
FAX番号	024-575-2900

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援又は要介護の状態となった利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	◇一人一人の個性や意向を十分に配慮していきます。 ◇プライバシーを尊重し、信頼を大切にします。 ◇地域との連携を図ります。

5 サービスの種類

名称 ファミユデイサービスセンター

所在地 伊達市保原町上保原字遍照原 8-8

6 実施（送迎）地域

伊達市（箱崎・伏黒地区、保原町）、福島市（瀬ノ上・鎌田・月の輪地区の一部）

7 当センターの概要

（1）施設及び設備 (定員 通所介護事業も含めて 1 日 25 名)

食堂兼機能訓練室	194 m ²	浴室	42 m ²
脱衣室	33.45 m ²	送迎車	8 台

（2）職員体制

管理者	1名（兼務）
生活相談員	1名以上
介護職員	3名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
栄養士または管理栄養士	1名以上（兼務）

- ・前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができます。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後 1 年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

(3) 利用日及び利用時間

・利用日：12月30日～1月3日を除く、毎週月曜日～土曜日（祝祭日 営業）

・利用時間：午前9時00分～午後4時15分

（利用者の心身の状況等を考慮し、個別サービス計画に基づき別に利用する場合はこの限りではありません。）

8 サービスの内容

個別サービス計画に沿って、共通サービスとしての日常生活の支援、生活行為向上支援を行うとともに、集団的に行われるレクリエーション、創作活動や機能訓練その他の必要なサービスの提供、生活相談等を行います。

9 利用料金

(1) サービス利用料（介護保険適用費目）

1月あたりの自己負担分	1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1 (週1回程度)	1, 798円	3, 596円	5, 394円
要支援2 (週1回程度)	1, 798円	3, 596円	5, 394円
要支援2 (週2回程度)	3, 621円	7, 242円	10, 863円

加 算 名	1割負担	2割負担	3割負担
1. サービス提供体制加算（I） 要支援1・週1回程度 要支援2・週2回程度	88円 176円	176円 352円	264円 528円
2. 科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円
3. 若年性認知症利用者受入加算	240円	480円	720円
4. 口腔栄養スクリーニング加算（I）	20円	40円	60円
5. 介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数 × 9.2%		

※ 3、4の加算は該当者のみ算定させていただきます。

(2) その他の料金（介護保険適用外費目）

- ・昼食代（おやつ込み） 1日 620円
- ・排泄ケア用品費（1枚） リハビリパンツ、紙オムツ 100円 尿取りパット 50円

(3) 償還払いの規定

以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額を一旦支払い、後日、市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- ① 認定申請前にやむを得ず介護サービスを受けたとき。
- ② ケアプランを作成せず介護サービスを受けたとき。
- ③ 保険料滞納により支払方法が変更されたとき。
- ④ 高額介護サービス費が支給されるとき。

10 キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合には、利用日当日の午前8時00分までに連絡を入れていただきます。

11 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの提供の開始にあたり、事業者は利用者及び身元引受人に対して契約書を説明した上で、契約を締結することとします。
- (2) 利用者は、機能訓練等の介護のサービス提供を受けるときは、職員の指示に従い、安全の確保に努めていただきます。

12 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族並びに市町村及び福島県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (4) 利用者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償します。

13 非常災害の対応

スプリンクラー、自動火災報知機等の設備があり、また、隨時、避難訓練を行い適切に対応いたします。